

工業標準化法の一部を改正する法律

(平成一六年六月九日法律第九五号)

一、提案理由(平成一六年三月三日・参議院経済産業委員会)

国務大臣(中川昭一君) おはようございます。

初めに、工業標準化法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

政府におきましては、平成十四年三月に、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画を閣議決定したところでございます。今般、その実施の一環として、J I Sマーク表示制度及び試験事業者の認定制度について所要の改正を行うことを目的としてこの法律案を提出いたしました。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、事業者がJ I Sマークを付するためには、主務大臣又は主務大臣が指定する者等から認定を受けることとする制度を、法律で定める一定の要件に適合したものと主務大臣の登録を受けた者から認証を受けることとする制度に改めることとしております。また、制度の対象となる商品等を主務大臣が指定する制度を廃止することとしております。

第二に、主務大臣がJ I Sに定める試験を行う事業者を認定する制度を、法律で定める一定の要件に適合する事業者の登録を行う制度に改めることとしております。

.....(略).....

以上が、これら法律案の提案理由及びその趣旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同いただきますよう、心よりお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

二、参議院経済産業委員長報告(平成一六年四月二日)

谷川秀善君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、工業標準化法の一部を改正する法律案は、公益法人改革を推進するため、J I Sマーク表示制度について、認証を行う主体を国又は国の指定する認定機関から国の登録を受けた認証機関に改めるとともに、試験事業者認定制度についても、登録制度に改める等の措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、新J I Sマークに対する消費者の信頼性確保の必要性、産業技術総合研究所を非公務員型とする理由、小規模鉱山の自主保安の確保策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

.....(略).....

次いで、順次採決の結果、まず、工業標準化法改正案は全会一致をもって原案どおり

可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し四項目の附帯決議を行いました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年四月一日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 新 J I S マーク表示制度及び新 J N L A 制度への移行に当たっては、政府認証から民間第三者機関による認証への転換や指定商品制度の廃止など制度の根幹が変更されることとなることから、新制度への円滑な移行が図られるよう、企業、消費者を初めとする制度利用者及び認証機関等に対して制度の十分な周知広報及び普及啓発に取り組むこと。
- 二 現在の J I S マーク表示認定工場については、中小企業の占める割合が高いことから、新制度への移行においては事業者の負担の軽減に十分留意するとともに、新 J I S マーク表示制度については、消費者の利益保護の観点から、登録認証機関の質の確保やマークの不正使用等の防止に向けて、国として適正・厳格に事後措置を実施するなど制度の信頼性の確保に努めること。
- 三 新 J N L A 制度については、民間における試験所認定との間の役割分担や相互補完性に配慮した運営に努めるとともに、重複検査の排除の観点から強制法規や公共調達等における制度の活用促進に努めること。
- 四 我が国の工業標準化に関しては、産業技術の発展・向上のための重要な政策手段として、環境保全や高齢者・障害者への配慮など多様な消費者ニーズ等に的確に対応した標準化を更に推進するとともに、日本発の技術の国際標準化を推進することにより我が国の産業競争力の強化を図る観点から、国際標準提案の迅速化や研究開発、知的財産権取得と標準化との一体的推進など国際標準化活動に対する戦略的な取組を一層強化すること。

右決議する。

三、衆議院経済産業委員長報告（平成一六年六月三日）

根本匠君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、工業標準化法の一部を改正する法律案につきましては、J I S マーク表示制度について、主務大臣または主務大臣が指定する認定機関から、法律で定める一定の要件に適合するものとして登録を受けた登録認証機関による認証制度に改める等の措置を講ずるものであります。

……………（略）……………

本委員会においては、去る五月二十六日三法律案に関し中川経済産業大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、同月二十八日質疑を終了いたしました。質疑終局後、

討論を行い、工業標準化法の一部を改正する法律案につきましては、採決の結果、全会一致をもって、独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案及び鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案につきましては、それぞれ採決を行った結果、賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、三法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年五月二八日）

政府は、信頼性が高く効率的な認証制度の確立及び公益法人改革の推進の必要性にかんがみ、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 登録認証機関が行う認証の信頼性を確保するため、登録認証機関に対する報告徴収及び立入検査等の事後措置を適時適切に発動するよう努めること。
- 二 登録認証機関が行う審査の方法等を定めるに当たっては、多様な製品の特性を踏まえた基準の策定に努めること。
- 三 新制度への円滑な移行を確保する観点から、企業や消費者など本制度の利用者等に対し、新制度を十分に周知徹底するよう努めるとともに、中小事業者の負担の軽減に十分配慮すること。
- 四 社会のニーズへの速やかな対応や国際標準化の推進という観点から、民間規格のJIS化が求められる場合には適切にJIS化するよう関係者との十分な連携に努めること。
- 五 強制法規の技術基準や公共調達の調達基準に活用できるようJISの一層の整備を図るとともに、重複検査の排除の観点から、効率的な認証制度の構築に努めること。